令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3		府省庁名 環境省			
対象	税目	個人	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(軽油引取税)			
要望 項目名		廃	実物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長			
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油 引取税				
	,		特例措置の内容 上記動力源について、軽油引取税の課税を免除する。			
関係条文		地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号、第 12 条の 2 の 8 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項				
減 見返	収 込額		切年度] — (▲497) [平年度] — (▲497) 改正増減収額] — (単位:百万円)			
要望						
本要 対応 縮源	する	_				
中田が	~ ~		\rightarrow \cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot			

	_		
合理性	る	策体系に 政策目的の 付け	4-3 一般発生物対策(排出机制・リサイクル・間に処理等)
		策の 成目標	廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
		税負担軽減 置等の適用 は延長期間	用又
		同上の期 の達成目	- 1 最終処分場については、車機等の調がは利用による効率的が埋立型分等を乗して残害生数を含
		策目標の 成状況	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 21.6 年(平成 30 年)と目標を達成できている。産業 廃棄物の最終処分場の残余年数は 17 年(平成 29 年)であり、目標達成に向けて、順調に推移 しているものの目標を達成できておらず、両者ともに特に関東圏など一部地域では埋立容量が ひっ迫しているなど、地域間での格差等克服しなければならない課題も依然として残っている。 また、上記で述べたとおり、近年災害等により突発的に膨大な廃棄物が発生しているため、引 き続き当該水準の向上に努める必要がある。
有効性		望の措置の 用見込み	約 440 事業者
	効	望の措置の 果見込み 手段とし ⁻ 効性)	ために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について免税されることにより、最終処分場
相当性	以	該要望項目 外の税制 ₋ 援措置	
	の	算上の措置 要求内容 び金額	置等 融 資:日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		また、省資源化や施設整備推進、公共性にかかる住民理解の促進を制度趣旨としている。一方、
		望の措置の 当性	本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物の適正処理の確保という政策目的により、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用され、事業者は当該基準に則した処理及び維持管理をする義務を負う。この処理及び維持管理の義務の適切な履行に不可欠な重機について、事業者の経済的な負担を軽減しその活用を援助する当該措置を整備することは、政策目的と照らし合わせても妥当である。 また、本税制の特例措置の創設後、廃棄物処理法令の度重なる改正により、処理基準や維持管理基準等の各種基準による規制強化により生活環境の保全を図ってきたところ、災害等の激甚化によって従来よりも覆土といった基準の順守が難しくなっている中においては、事業者の経済的な負担が過大になることのないよう引き続き当該措置を継続する必要がある。
		~-	ジ 3 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 29 年度 : 488 (百万円) 平成 30 年度 : 506 (百万円)
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	① 適用総額の種類:税額 ② 適用実績:29年度 85,377,911千円の内数 30年度 85,002,854千円の内数
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	特例措置の適用により、資本力が脆弱な廃棄物処理業者であっても、最終処分場内における 廃棄物の運搬等に必要な機械等の利用が促進されるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の 維持管理等が行われ、生活環境の保全、公衆衛生の向上の効果が見られる。
前回要望時の 達成目標	一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の残余年数を今後 20 年以上とすること等により廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	一般廃棄物最終処分場の平成30年度の残余年数は21.6年、産業廃棄物最終処分場の平成29年度の残余年数は17年であり、目標達成に向けて、順調に推移していると考えられる。これは、本特例措置等の施設設置の支援措置が充実したこと等により、廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理が進むとともに、リサイクルや減量化の進展に伴い最終処分量が若干ではあるが減少傾向にあるためである。
これまでの要望経緯	昭和50年に創設、恒久措置とされていたが、平成21年度に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、平成24年3月31日までの時限措置とされた。その後、平成24年度、27年度及び平成30年度税制改正において、適用期限がそれぞれ3年間延長された。
ページ	3 — 3